

国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業補助金交付要綱

〔 令和 3 年 3 月 30 日 〕
〔 国東市告示第 48 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この告示は、子育て世帯の市内居住の促進と民間賃貸住宅の空室の有効活用を図るため、子育て世帯の入居促進を目的とした民間賃貸住宅の空室の改修工事を行う事業主（以下「事業主」という。）に対して、予算の範囲内で国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、国東市補助金等交付規則（平成 18 年国東市規則第 62 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業主 市内に民間賃貸住宅を所有する個人又は法人をいう。
- (2) 子育て世帯 世帯の構成員に 18 歳未満（当該年度 4 月 1 日時点の年齢）の子どもがいる世帯をいう。
- (3) 民間賃貸住宅 市内にある民間の賃貸住宅で、賃貸借の契約に基づき他人に貸し出すことを目的とした居住用建物（戸建て、共同住宅を問わない。）をいう。ただし、社宅、寮等入居者の制限があるものを除く。
- (4) 空室 賃貸住宅における賃貸者契約等に基づき他人に貸し出されていない部屋をいう。
- (5) 床面積 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する床面積をいう。

(補助事業者)

第 3 条 補助事業者となる事業主は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 改修工事は市内に事務所又は事業所を有する事業者（個人又は法人）を利用すること。
- (2) 国、県又は市が実施している他の補助制度と内容が重複しないこと。
- (3) この補助金を申請した日の属する年度の 3 月 31 日までに工事が完了する改修であること。
- (4) 市税等を滞納していないこと。
- (5) 住戸の管理について、次に掲げる全ての事項に承諾するものであること。
 - ア 本市からの求めに応じ、対象住戸の管理状況について報告すること。
 - イ 本事業完了後、対象住戸を 10 年間適切に維持管理すること。

(補助対象住宅)

第4条 補助対象住宅となる民間賃貸住宅は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 昭和56年6月1日以降に着工した民間賃貸住宅（昭和56年5月31日以前に着工したもののうち、既に地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合することが確認されているもの及び耐震基準を満たすための耐震改修工事を実施するものを含む。）であること。
- (2) 住戸の床面積が40㎡以上（改修工事後に40㎡以上となるものを含む。）であること。
- (3) 1戸以上の空室があること。
- (4) 本市に居住見込みの子育て世帯を目的とした改修であること。
- (5) 改修工事後に賃貸住宅として管理すること。
- (6) 各住戸に台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室（浴槽を備えていること。）を備えたもの（改修工事後に要件を満たす場合を含む。）であること。
- (7) 既にこの補助金の交付を受け、改修を行っている住戸ではないこと。

（補助対象経費及び補助金額）

第5条 補助対象経費及び補助金額は、別表のとおりとし、予算の範囲内において交付する。ただし、補助対象経費には消費税相当額は含めないものとする。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする事業主は、あらかじめ国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 施工計画書（様式第4号）
- (4) 誓約書（様式第5号）
- (5) 住宅改修に関する書類
 - ア 着工前の写真（建物の外観写真、対象住戸の現況写真）
 - イ 工事費見積書の写し（補助対象となる改修に必要な経費の額がわかるもの）
 - ウ 建物の付近見取り図
 - エ 改修工事の内容を表した設計図書（配置図、平面図など）
 - オ 対象住戸の床面積がわかる資料
- (6) 市税等完納証明書
- (7) 対象住戸が含まれる建物に係る登記事項証明書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査

及び必要に応じ現地調査を行い、補助金の交付を適当と決定したときは、国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業補助金交付決定通知書(様式第6号)により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 市長は、前項の調査の結果、補助金の交付を不適当と決定したときは、理由を付して、国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業補助金不交付決定通知書(様式第7号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付の除外要件)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

- (1) 補助事業者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であるとき。

- (2) 補助事業が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められるとき。

- (3) 補助事業者が、本市の市税等に滞納があるとき。

(申請の取下げのできる期間)

第9条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受領した日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容の変更(市長の定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業変更承認申請書(様式第8号)を、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業中止・廃止承認申請書(様式第9号)を事前に市長へ提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきものと決定したときは、国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業変更承認通知書(様式第10号の1)又は国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業中止・廃止承認通知書(様式第10号の2)により補助事業者へ通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、承認しない決定をしたときは、理由を付して、国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業変更・中止・廃止不承認通知書(様式第11号)により補助事業者へ通知するものとする。

- 4 第1項に規定する市長の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更

- (2) 補助対象経費合計の30%以内の増減

- 5 市長は、補助事業の内容が変更されたことにより、既に交付決定した補助金額に

変更が生じた場合は、国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業補助金変更交付決定通知書(様式第 12 号) により補助事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第 11 条 市長は、必要に応じて、補助事業者に対し、事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

(実績報告)

第 12 条 規則第 12 条の規定による実績報告は、国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業実績報告書(様式第 13 号) によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第 14 号)
- (2) 収支精算書(様式第 15 号)
- (3) 契約書又は見積書の写し
- (4) 領収書又は請求書の写し
- (5) 工事費内訳書など補助対象工事の経費が確認できる書類
- (6) 改修工事前後の写真(補助対象工事が判別できるよう明示すること)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第 13 条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第 14 条 補助金の交付決定を受けた補助事業者が、補助金の交付を請求しようとするときは、国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業補助金交付請求書(様式第 16 号) を市長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第 15 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について規則第 19 条の規定に基づき、市長の承認を得ずに処分してはならない。

2 補助事業者は、前項の規定により承認を受けて処分を行う場合、当該補助事業の残存期間に対する割合を乗じて得た額を本市に納付しなければならない。ただし、当該財産の処分が本事業の目的に反しない場合はこの限りでない。

(書類の保管)

第 16 条 補助事業者は、補助事業に要した費用について、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 10 年間保存しなければならない。

(その他)

第 17 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第5条関係)

補助対象事業	補助金額	補助対象経費の内容
民間賃貸住宅改修事業	補助対象経費(税抜き)の2分の1以内(1,000円未満は切り捨て。補助事業実施後の管理住戸1戸当たり200万円を上限とする。)	<p>次の各号のいずれかに該当する、民間賃貸住宅の空室に係る子育て世帯向けの住宅改修に要する経費であり、その総額が1戸あたり200万円(税抜き)以上であること。</p> <p>(1)バリアフリー改修工事 (2)間取りの変更に係る工事 (3)設備の新設・改良工事 (4)防音性の向上等に係る工事 (5)省エネ改修工事 (6)内装改修工事 (7)その他市長が認める子育て世帯のために行う改修工事</p> <p>ただし、次に掲げるものについては対象外とする。</p> <p>(1)補助対象経費であっても、補助事業者が直接行う工事 (2)外構工事 (3)外壁改修工事 (4)屋根防水工事 (5)耐震改修工事</p>

様式第1号(第6条関係)

年度 国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業補助金交付申請書

年 月 日

国東市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者名

年度国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう、国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業主の種類
個人 法人
- 2 住宅の所在地
- 3 住宅の名称・棟番号・部屋番号
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書(様式第2号)
 - (2) 収支予算書(様式第3号)
 - (3) 施工計画書(様式第4号)
 - (4) 誓約書(様式第5号)
 - (5) 住宅改修に関する書類
 - (6) 市税等完納証明書
 - (7) 対象住戸が含まれる建物に係る登記事項証明書
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号(第6条関係)

事業計画書

建物の新築着工年月	(昭和・平成) 年 月
改修工事後の床面積	m ²
対象住戸が空室となった日	(平成・令和) 年 月 日

交付申請する改修工事の概要		補助対象経費 (円/税抜)	補助金額 (千円)
項目	工事内容		
バリアフリー 改修工事			
間取りの変更 に係る工事			
設備の新設・ 改良工事			
防音性の向上 等に係る工事			
省エネ改修 工事			
内装改修工事			
その他市長が 認める子育て 世帯のために 行う改修工事			
補助金交付申請額 (千円)			

※補助金額は補助対象経費に1/2を乗じて千円未満を切り捨てた額

※補助金額の上限は1戸当たり200万円

様式第3号(第6条関係)

収 支 予 算 書

1 収 入 (単位：円)

項 目	予 算 額	備 考
合 計		

2 支 出 (単位：円)

項 目	予 算 額	備 考
合 計		

施 工 計 画 書

施工者

名称等	氏名又は法人名			
	法人の代表者名			
	役職			
連絡先	住所			
	電話番号			
工事請負契約日※	令和	年	月	日
工事着工予定日	令和	年	月	日
工事完了予定日	令和	年	月	日
請負金額				
円 (消費税抜き)				

※契約が未締結の場合は、契約予定日を記入して下さい。

※見積書で交付申請された場合は、実績報告時に契約書の写しをご提出いただきます。

様式第 5 号(第 6 条関係)

誓 約 書

年 月 日

国東市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者名

私が所有する下記の住宅について、「国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業補助金」の制度内容及び補助金交付要綱等を理解した上で、同事業の要件をいずれも遵守することを誓約します。

また、補助金の交付決定後、交付要件に違反する事実や申請書類の不正その他支給要件を満たさないことが発覚した場合は、補助金を返還します。

住宅の所在地 _____

住宅の名称・棟番号・部屋番号 _____

様式第6号(第7条関係)

年度 国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

国東市長

年 月 日付けで交付申請のあった 年度国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

なお、補助事業に係る書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して10年間保存してください。

記

- 1 補助対象経費 金 円
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助事業の内容及び経費の配分は、 年 月 日付けの交付申請書記載のとおりとする。
- 4 その他
補助事業者は、国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業補助金交付要綱の定めるところに従わなければならない。

様式第7号(第7条関係)

年度 国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

国東市長

年 月 日付で交付申請のあった 年度国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業補助金については、次の理由により交付しないことに決定したので、国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 交付しない理由

様式第 8 号(第 10 条関係)

年度 国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業変更承認申請書

年 月 日

国東市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあつた 年度国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

様式第9号(第10条関係)

年度 国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業中止・廃止承認申請書

年 月 日

国東市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあつた 年度国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業について、下記のとおり中止・廃止したいので承認されるよう、国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止・廃止の理由
- 2 中止の期間（又は廃止の期日）

様式第 10 号の 1(第 10 条関係)

年度 国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

国東市長

年 月 日付けで変更承認申請のあった 年度国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業については、申請のとおり承認したので、国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

記

1 変更内容

2 変更の承認の条件

様式第 10 号の 2(第 10 条関係)

年度 国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業中止・廃止承認通知書

第 号
年 月 日

様

国東市長

年 月 日付けで中止・廃止承認申請のあった 年度国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業については、申請のとおり承認したので、国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の名称・棟番号・部屋番号

様式第 11 号(第 10 条関係)

年度 国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業変更・中止・廃止不承認通知書

第 号
年 月 日

様

国東市長

年 月 日付けで変更・中止・廃止承認申請のあった 年度国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業については、次の理由により承認しないことに決定したので、国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

記

1 承認しない理由

様式第 12 号(第 10 条関係)

年度 国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

国東市長

年 月 日付け 第 号で交付決定した 年度国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業補助金については、下記のとおり変更交付することに決定したので、国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 既交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 変更後の交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 差し引き増減額 | 金 | 円 |
| 4 | 変更理由 | | |

様式第 13 号(第 12 条関係)

年度 国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業実績報告書

年 月 日

国東市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった
年度国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業について、下記のとおり実施
したのでその実績を、国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業補助金交付要綱第
1 2 条の規定により報告します。

記

- 1 補助事業の成果
- 2 補助事業の完了年月日
- 3 添付書類
 - (1) 事業実績書(様式第 14 号)
 - (2) 収支精算書(様式第 15 号)
 - (3) 契約書又は見積書の写し
 - (4) 領収書又は請求書の写し
 - (5) 工事費内訳書など補助対象工事の経費が確認できる書類
 - (6) 改修工事前後の写真(補助対象工事が判別できるよう明示すること)
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

事業実績書

改修工事後の床面積		m ²
着工日	令和 年 月 日	
完了日	令和 年 月 日	

改修工事の概要		補助対象経費 (円/税抜)	補助金額 (千円)
項目	工事内容		
バリアフリー 改修工事			
間取りの変更 に係る工事			
設備の新設・ 改良工事			
防音性の向上 等に係る工事			
省エネ改修 工事			
内装改修工事			
その他市長が 認める子育て 世帯のために 行う改修工事			
総事業費 (円)			

※補助金額は補助対象経費に 1/2 を乗じて千円未満を切り捨てた額

※補助金額の上限は 1 戸当たり 200 万円

収 支 精 算 書

1 収入

(単位：円)

項 目	精算額 (A)	予算額 (B)	増減 (C=A-B)	備 考
計				

2 支出

(単位：円)

項 目	精算額 (A)	予算額 (B)	増減 (C=A-B)	備 考
計				

様式第 16 号 (第 14 条関係)

年度 国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業補助金交付請求書

年 月 日

国東市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度
国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進事業補助金 円を精算払
(概算払)の方法により交付されるよう、国東市子育て世帯向け民間賃貸住宅改修促進
事業補助金交付要綱第 1 4 条の規定により請求します。

記

補助金交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額
円	円	円	円